



「体罰の根絶を自指して」

望ましい指導の在り方



## はじめに

生徒指導は一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものです。

生徒指導を進めていく上で、基盤となるのは、児童生徒一人一人についての理解の深化や、教職員と児童生徒との信頼関係です。

しかしながら、本道においては、児童生徒の問題行動に対する指導の場面で、教職員が「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方などから、学校教育法で禁止されている体罰を行ってしまう事故が跡を絶たない状況にあります。

体罰によって児童生徒に正しい倫理観が養われることはありません。また、体罰は、児童生徒に力による解決への志向を助長させるなど、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるとともに、教職員及び学校への信頼を失墜させるものであります。

こうしたことから、すべての教職員が、いかなる場合であっても体罰は決して許されないという正しい認識を持つとともに、学校において、体罰を容認しない環境づくりを進める必要があります。

北海道教育委員会では、体罰根絶に向け、これまでも、指導通知や啓発資料、各種会議や研修等を通して、学校や教職員への注意喚起に取り組んできたところですが、この度、国の新たな通知を踏まえ、体罰や懲戒についての考え方や体罰に係る処分事例のほか、授業や部活動などの具体の場面に応じた効果的な指導についての事例研究や、アンガーマネジメント、アサーショントレーニング、コーチングなどの新たな考え方に基づいた指導方法、豊富な参考文献等を掲載した資料を作成しました。

各学校や市町村教育委員会において、研修の機会を設定するなどして、すべての教職員が体罰に関する正しい認識を持ち、学校としての組織的な指導の見直しを図り、体罰によることなく、児童生徒理解に基づく適切な指導が行われるよう、本資料が活用されることを期待します。

平成25年6月

北海道教育委員会教育長 立川 宏

目次

序章	
・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）	2
・学校教育法（抄）、学校教育法施行規則（抄）	5
・子ども・保護者・教員の声	6
第1章 体罰の禁止及び懲戒について	
・体罰の禁止	8
・懲戒について	9
・体罰と懲戒の違い	10
・有形力の行使について	11
・体罰を生まない環境	12
・参考 組織的な取組～学習規律の徹底	14
第2章 体罰に該当する具体的な事例	
・事例1、事例2（小学校）	16
・事例3、事例4（中学校）	17
・事例5（高等学校）、事例6（特別支援学校）	18
・事例7（高等学校）	19
・参考 カウンセリングマインド	19
・体罰等に該当しない事例の概要	20
第3章 教員の不適切な言葉で子どもの心を傷つけた事例	
・事例1、事例2（小学校）	22
・事例3、事例4（中学校）	23
・事例5、事例6（高等学校）	24
・事例7、事例8（特別支援学校）	25
・参考 アサーショントレーニング	26
第4章 体罰の防止と組織的な指導体制について	
・体罰防止のためのチェックリスト(教員用)	28
・体罰防止のためのチェックリスト(管理職用)	29
・事例研究	
小学校	30
中学校	32
高等学校	34
特別支援学校	36
・参考 アンガーマネジメント	38
第5章 部活動指導について	
・運動部活動の基本的な考え方	40
・部活動における指導の問題点と改善例	41
・部活動の基本的な考え方に基づく実践事例	43
・参考 コーチング	46
資料 懲戒処分の状況、体罰に係る実態把握の結果概要、懲戒処分の指針（抄）	47
参考文献等	

# 序章

(P1～6)

- 懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年に文部科学省通知により示されていましたが、この度、改めて、考え方及び参考事例が通知されました。今後、懲戒、体罰に関する解釈・運用については、この通知によることとなりますので、十分理解し、体罰について正しい認識を持ってください。
- 本指導資料では、通知の各項目について、第1章から第5章において解説を加えたり、研修資料として活用したりできるようにしています。



## 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

24文科初第1269号  
平成25年3月13日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
布村幸彦

文部科学省スポーツ・青少年局長  
久保公人

### 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

第1章 体罰の禁止・懲戒について（P8～9）

第2章 事例1～事例7（P16～19）

#### 1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、

決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

#### 第1章 体罰と懲戒の違い (P10)

#### 第2章 体罰等に該当しない事例の概要 (P20)

### 2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

#### 第1章 有形力の行使について (P11)

### 3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

#### 第1章 体罰を生まない環境 (P12~13)

#### 組織的な取組～学習規律の徹底 (P14)

#### 第4章 体罰防止のためのチェックリスト (P28~29)

#### 事例研究 (P30~37)

### 4 体罰の防止と組織的な指導体制について

#### (1) 体罰の防止

① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。

② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

#### (2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。  
 また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。  
 加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。
- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

第5章 部活動指導について (P39~46)

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみならず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。  
 指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。
- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰 (通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有筋力の行使
  - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有筋力の行使
  - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
  - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
  - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁に押しつけ、制止させる。
  - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

## 「学校教育法」（抄）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

## 「学校教育法施行規則」（抄）

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
  - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

## 子ども・保護者・教員の声

### 体罰を受けて傷ついた子どもの声です。耳を傾けてください…。

- ・ いじめや暴力はだめだと先生は言うのに、先生が生徒をたたくのはいいのですか。
  - ・ たたかなくても、わかるように口で言えばわかります。
- ・ みんなの前でたたかれて、すごく恥ずかしくて、ショックだった。
  - ・ 叱られることは、仕方ないけど、たたくのはよくない。やる気をなくします。
- ・ たたかれたのでは、決して心から反省なんかできません。残るのは、先生への不信感だけです。

### 体罰を受けた子どもの保護者の声です。

- ・ 子どもの話を聞かず、いきなりたたくようなそんな先生を信じることはできません。
  - ・ 子どもには、きまりを守りなさいと指導しているのに教師の体罰は、法律違反で犯罪行為じゃないですか。

### 体罰を行ってしまった教員の声です。

- ・ あの時、もう少し冷静でいられたら、違う注意や指導の仕方ができたのに、教員としての力のなさ、人間としての未熟さを痛感しています。
  - ・ 指導者だからとおごり、子どもから学ぶ謙虚さを失ってしまい、感情に任せてしまった愚かな行為には、何の言い訳もできません。

(いじめ相談電話・教育相談電話などに寄せられた声、懲戒処分を受けた教員の言葉です。)